

登録政治資金監査人の登録を随時受け付けています

[平成20年4月1日から施行されています。]

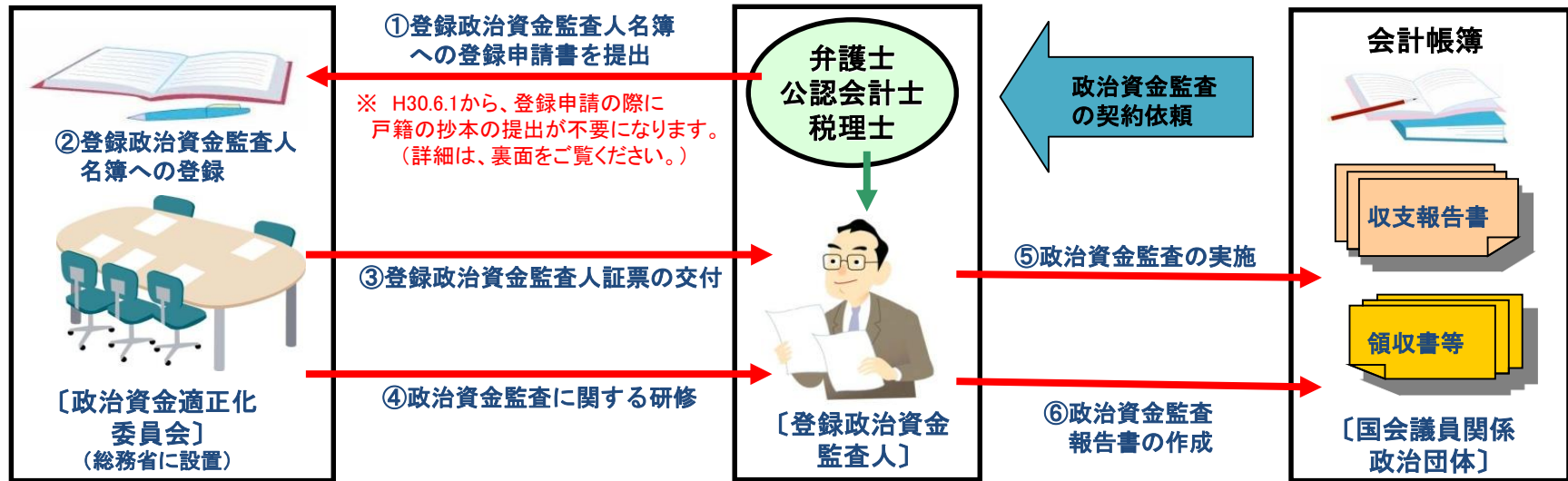
登録政治資金監査人制度の概要

【登録政治資金監査人による政治資金監査】

国会議員関係政治団体については・・・

弁護士、公認会計士又は税理士の方は、政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。



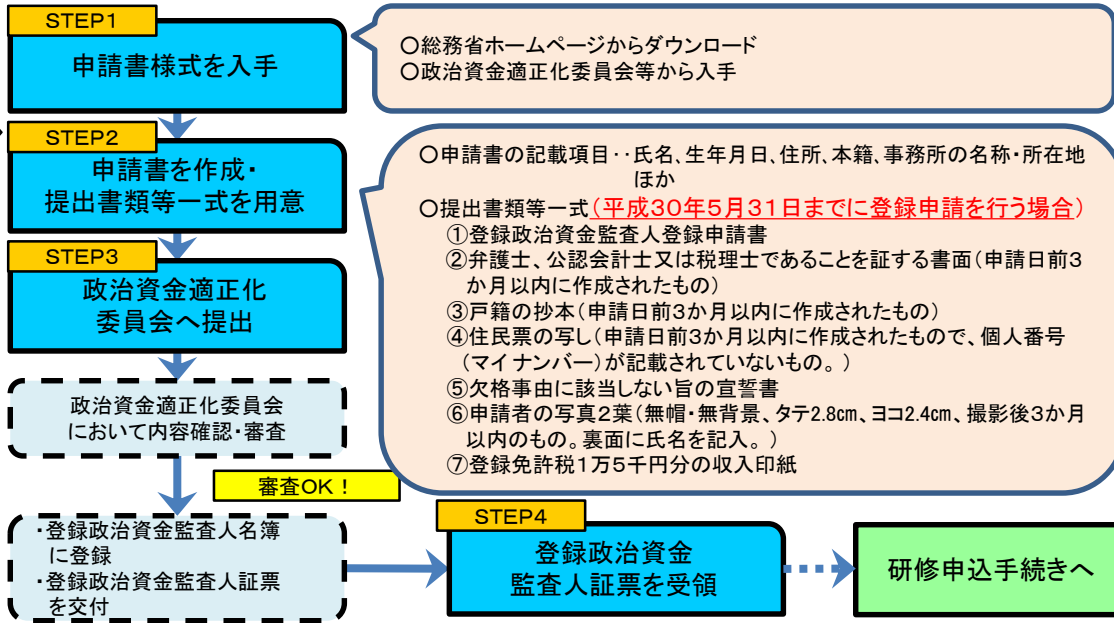
※ただし、次のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿への登録を受けることができません。

- ・政治資金監査報告書への虚偽記載又は守秘義務違反の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ・登録政治資金監査人名簿への登録申請書に記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録を受けた者であることが判明したことにより登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- ・懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けている者

Q 登録政治資金監査人は、政治資金監査では、どのようなチェックを行うのですか。

- A 登録政治資金監査人による政治資金監査は、
- ① 会計帳簿、領収書等が保存されていること
 - ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
 - ③ 収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていること
 - ④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること
- の4点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。
- 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)については、総務省のホームページにも掲載しています。

登録政治資金監査人の登録手続きの流れ(イメージ)



登録手続き

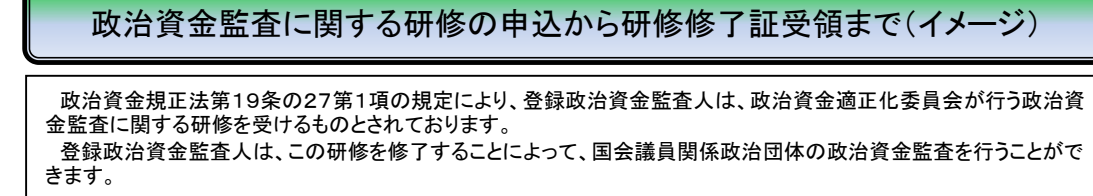
弁護士
公認会計士
税理士



【登録政治資金監査人】

(登録政治資金監査人名簿への登録後)

研修
申込手続き



※研修の日程等詳細については、政治資金適正化委員会ホームページの「政治資金監査に関する研修について」をご覧ください。

【ご注意ください!!】

平成30年6月1日から、登録の際に戸籍の抄本の提出が不要になります。

注) ただし、業務上の呼称(※)の使用を希望される方は、戸籍の抄本等が必要になります。詳しくは、政治資金適正化委員会にお尋ねください。
※ 氏名以外の呼称で、弁護士、公認会計士又は税理士の業務上日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会がその使用を認めたもの。

登録申請の際に提出する書類等

H30.5.31まで

- ①登録申請書
- ②弁護士、公認会計士又は税理士であることを証する書面
- ③戸籍の抄本
- ④住民票の写し
- ⑤欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- ⑥写真2葉
- ⑦1万5千円分の収入印紙

H30.6.1から

- ①登録申請書
- ②弁護士、公認会計士又は税理士であることを証する書面
- ③本籍記載のある住民票の写し
- ④欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- ⑤写真2葉
- ⑥1万5千円分の収入印紙

登録申請・お問い合わせ先
総務省政治資金適正化委員会
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-17-3
住友不動産永田町ビル4階
TEL:03-5253-5598(直通)
URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_te_kisei/touroku_seiji_shikin.html
※登録申請書については、上記URLからダウンロードできます。